

四日市市教育委員会告示第11号

四日市市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱（令和元年四日市市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市立図書館規則（昭和48年四日市市教育委員会規則第8号）（以下、「規則」という。）第27条の規定に基づき、四日市市立図書館（以下、「図書館」という。）が、<u>視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害</u>により視覚による表現の認識が困難な者（以下、「視覚障害者等」という。）へのサービス（以下、「視覚障害者等サービス」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>アクセシブルな書籍等</u>（以下、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市立図書館規則（昭和48年四日市市教育委員会規則第8号）（以下、「規則」という。）第27条の規定に基づき、四日市市立図書館（以下、「図書館」という。）が、<u>視覚障害その他の障害</u>により視覚による表現の認識が困難な者（以下、「視覚障害者等」という。）へのサービス（以下、「視覚障害者等サービス」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者サービス用資料</u>（以下、</p>

「書籍等」という。） 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍。
例えば、点字資料、拡大資料、LLブック、点字つき触る絵本、布の絵本、音声読み上げに対応した電子書籍、デイジー資料等

(3) 読書支援機器（以下、「機器」という。） 視覚障害者等の読書を支援する機器。例えば、リーディングトラッカー、リーディングルーペ（拡大鏡）、拡大読書器、音声読書器、視覚障害者用パソコン、デイジー再生機、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ等

(4) 特定書籍等・特定電子書籍等（以下、特定書籍等という。） 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条の規定に基づき視覚障害者等の利用に供するために製作された書籍等

(5) 図書館協力者（以下、「協力者」という。） 図書館長（以下「館長」という。）の指示の下で、対面読書及び特定書籍等の製作に携わる点訳者、音訳者、デイジー編集者等

（視覚障害者等サービス）

第3条 図書館は、視覚障害者等サービスとして次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 書籍等及び機器の館内利用

「障害者用資料」という。） 視覚障害者等が利用できる形態に変換された点字資料、録音資料、DAISY資料、点字つき絵本、触る絵本、布の絵本等

(3) 読書支援機器（以下、「機器」という。） 視覚障害者等の読書を支援するための老眼鏡、ルーペ、拡大読書器、音声読書器、視覚障害者用パソコン、DAISY再生機、点字器、点字タイプライター、点字プリンター、点字ディスプレイ等

(4) 視覚障害者等用データ 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条の規定に基づき視覚障害者等の利用に供するために製作された点字データ、DAISYデータ等

(5) 図書館協力者（以下、「協力者」という。） 図書館長（以下「館長」という。）の指示の下で、対面読書及び障害者用資料の製作に携わる点訳者、音訳者、DAISY編集者等

（視覚障害者等サービス）

第3条 図書館は、視覚障害者等サービスとして次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 障害者用資料及び機器の館内利用

(3) 点字資料及びデジ資料等（以下、「点字資料等」という。）の貸出し及び製作

(4) 特定書籍等の配信サービス（以下、「配信サービス」という。）

(5) （略）

（利用者）

第4条 前条に規定する視覚障害者等サービスを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第2条に規定する視覚障害者等

(2) （略）

2. 前条第3号及び第4号に掲げるサービスを利用できる者は、規則第7条に規定する者とする。

（利用手続）

第5条 利用者が、初めて視覚障害者等サービスを利用しようとするときは、本人又は代理人が来館又は郵送、ファックス、電子メール等の方法で、図書館に申し出るものとする。

(3) 障害者用資料の貸出し及び製作

(4) 視覚障害者等用データの配信サービス（以下、「配信サービス」という。）

(5) （略）

（利用者）

第4条 前条に規定する視覚障害者等サービスを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する視覚障害のある身体障害者

(2) （略）

（館外の利用手続）

第5条 障害者用資料の貸出し及び配信サービスを初めて利用しようとする者（以下、「館外利用者」という。）は、規則第7条に規定する者で、本人又は代理人が来館又は郵送、ファックス、電子メール等の方法で視覚障害者等サービス利用申込書（第1号様式）による手続を経て利用しなければならない。

2 手続は、視覚障害者等サービス利用登録申込書(第1号様式)により行うものとする。

3 館長は、視覚障害者等サービス利用登録確認項目リスト(第2号様式)により、資格要件の確認を行うものとする。

4 利用者が、書籍等を借り受けようとするときは、規則第8条に規定する貸出券の交付を受けるものとする。

(対面読書)

第6条 (略)

2 利用者が、前項のサービスを受けようとするときは、事前に図書館に申し出なければならない。

(書籍等及び機器の館内利用)

第7条 利用者が、書籍等及び機器を館内利用しようとするときは、図書館員の指示により行うものとする。

(点字資料等の貸出し及び製作)

第8条 点字資料等の貸出し及び配信サービスを利用する者(以下、「館外利用者」という。)は、直接又は郵送により、点字資料等の貸出しを受けることができる。

2 点字資料等の貸出し点数は、規則第9条の規定とは別に10タイトル以内とし、貸出し期間は1か月以内とする。

2 館長は、前項の手続がされたときは、視覚障害者等サービス利用登録確認項目リスト(第2号様式)により、資格要件を満たしていることを確認しなければならない。

3 館長は、館外利用者が規則第8条に規定する貸出券の交付を受けていないときは、貸出券を交付する。

(対面読書)

第6条 (略)

2 利用者が、前項のサービスを受けようとするときは、図書館に申し出なければならない。

(障害者資料及び機器の館内利用)

第7条 利用者が、障害者用資料及び機器を館内利用しようとするときは、図書館員の指示により行うものとする。

(障害者用資料の貸出し及び製作)

第8条 館外利用者は、直接又は郵送により、障害者用資料の貸出しを受けることができる。

2 障害者用資料の貸出し点数は、規則第9条の規定とは別に障害者用資料で、10タイトル以内とし、貸出し期

3 館外利用者の求める点字資料等が入手困難なときは、図書館で製作して提供することができる。

(配信サービス)

第9条 館外利用者は、配信サービスによりインターネット又は電子メールで、特定書籍等の提供を受けることができる。

(書籍等の複製)

第10条 図書館が書籍等を複製するときは、著作権法の規定を遵守して行うものとする。

間は1か月以内とする。

3 館外利用者の求める障害者用資料が入手困難なときは、図書館で製作して提供することができる。

(配信サービス)

第9条 館外利用者は、配信サービスにより視覚障害者等用データの提供を受けることができる。

(障害者用資料の複製)

第10条 図書館が障害者用資料を複製するときは、著作権法の規定を遵守して行うものとする。

第1号様式を次のように改める。

視覚障害者等サービス利用登録申込書

発行		入力	
利用者コード			

登録日: 年 月 日

太線の中を記入してください。

ご記入いただいた個人情報、図書館業務以外の目的には使用しません。

氏名(ふりがな)			
生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月 日生
住所	(〒 —)アパート名・部屋番号などもあればご記入ください。		
電話	自宅 携帯 その他[]	()	—
	自宅 携帯 その他[]	()	—
Eメール	PC 携帯 その他 @		
学校名または勤務先			
勤務先電話	()	—	
送付先	(〒 —)上記の住所以外への郵送をご希望される方はご記入ください。		
代理人名			

※裏面の「視覚障害者等サービス利用登録確認項目リスト」にもご記入ください。

職員記入欄	利用区分	館内利用のみ ・ 館外利用者
	確認書類	受付[]

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

視覚障害者等サービス利用登録確認項目リスト

図書館利用に当たって障害の状況を確認させてください。

身体障害者手帳等の障害の状態を示すものがあるか教えてください。

確認欄	確認項目
	身体障害者手帳の所持 []級 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、 運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫
	精神保健福祉手帳の所持 []級
	療育手帳(愛の手帳)の所持 []級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある

障害の状態を示すものがない方は該当する項目にチェックを付けてください。

確認欄	確認項目
	学校における特別支援を受けている、あるいは受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(教育委員会図書館)